

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1節 災害復旧計画の実施責任者

災害復旧は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2節 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、並びに大規模地震等の異常な自然現象により、公共土木施設（河川・海岸・急傾斜地崩壊防止施設・道路・下水道・公園等）が被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業について、1箇所の工事の費用が県にあっては120万円以上、市町村にあっては60万円以上の場合は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受けその緊急度に応じて3ヵ年で復旧を図るべく次のように計画をたてる。

- (1) 災害の程度により緊急の度合いに応じて、国・県へ緊急査定、或いは本査定を申請する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画をたてる。

復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起らないようあらゆる点について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう申請する。

緊急に査定を受けるもの以外は、本査定に申請する。

- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- (5) 採択されなかったものや、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる箇所は再調査の上、単独災として実施するよう計画する。
- (6) 激甚災害等の復旧の場合は、着手後において労働力、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事が予想されるので、事前に充分検討し計画する。

第3節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第2節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので、当該災害復旧事業の推進については、随時、技術職員の配置と適切な指導により早期復旧を期する。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第4節 都市災害復旧事業計画

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により、主として都市計画区域内において下水道、公園、街路等の都市施設が災害を受けたり、家屋、業務施設等の集積地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けるなど著しい災害を受けた場合において、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」等に基づき、災害復旧や堆積土砂の除去などを速やかに行うことにより市民生活の安定を図り、公共の福祉を確保する。

なお、大規模な災害により被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興のため、土地区画整理事業や、公共施設の整備事業等を実施する必要がある場合には、「被災市街地復興特別措置法」に基づく区域を指定し、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第5節 住宅災害復旧事業計画

1 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

被害状況を適確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した時は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅の復旧

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅の建設、既設公営住宅及び共同施設の復旧を図るものとする。

(2) 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金の貸付けを行う。

別紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 年 月 日

市町村名

作成者名 (課)

1 災害の概要

災 害 名		発生年月日	
災害の概況と特徴			
住宅以外の災害の概要			
住宅対策として現在までにとった措置	県の措置	市の措置	
住宅対策として今後予定している措置	県の措置	市の措置	
国に対する要望			

第6節 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- 1 再度の災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- 2 災害防止上必要がある場合は、設置箇所の移転等について考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

第7節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資の活用により、早急に復旧を図るものとする。

第8節 上下水道災害復旧事業計画

上下水道の災害復旧に当っては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策とあいまって早期に復旧を図るものとする。

第9節 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- (9) 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 伝染病予防施設災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ① 公共的施設区域内
 - ② 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の措置

(第1編第4章第14節「農林水産業に関する金融の確保」による)

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 中小企業近代化資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特例財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

第10節 被災者に対する就労支援に関する計画

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失った者に対し、長崎労働局が行う就職のあっせんを支援し、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業のあっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者。

2 職業相談

公共職業安定所が行う、被災者に対する職業相談へ案内する。

3 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、長崎労働局及び県に求人開拓を依頼する。

第 1 1 節 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等の預金者に対する非常払渡等に関する計画

1 かんぽ生命保険契約・簡易生命保険契約の契約者等に対する非常取扱い

(かんぽ生命保険契約非常取扱手続、簡易生命保険契約非常取扱手続)

災害救助法が適用された場合、金融庁国民保護計画に基づく要請を受けた場合又はその他必要と認められる場合において、非常取扱いを行う旨、日本郵便株式会社本社から通知を受けた郵便局は、被災された保険契約者等に対し、かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施する。この場合、非常取扱対象地域・非常取扱いの種別・取扱期間等について郵便局窓口に掲示する。

2 ゆうちょ銀行の非常取扱い

ゆうちょ銀行及び郵便局では、災害の発生により貯金通帳や証書、印章等をなくした被災者の方に対して、本人であることが確認できた場合には、貯金の払戻し等を行う。

3 郵便葉書等の無償交付

(郵便法、郵便法施行規則)

- (1) 災害救助法第 2 条に規定する被害で、同法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる救助(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)を受ける場合において、日本郵便株式会社が必要と認めるときは、郵便葉書及び郵便書簡の無償交付と被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (2) 上記(1)を実施する場合は無償交付の期間、枚数、その他必要事項は取扱郵便局において掲示する。

4 銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じ、その都度協議して非常払渡し取扱の方法等を決定する。

第 1 2 節 生業資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金福祉費（災害臨時費）

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会は民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付を行う。

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）に基づいて県が貸付を行う。

3 生活保護

生活保護法の適用

4 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援法人（財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部）は支援金を支給する。

5 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）に基づき、市は自然災害により被害を受けた世帯主に、生活の立て直しに必要な資金の貸付を行う。

第 1 3 節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法)

(1) 期限の延長

国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

① 延長期限の指定 (国税通則法第 1 1 条、同法施行令第 3 条)

② 地域の指定 (国税通則法第 1 1 条、同法施行令第 3 条)

(2) 所得税の減免

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条)

(3) 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予 (同法第 3 条)

2 県税の減免等の措置 (地方税法) (県税条例)

(1) 期限の延長 (地方税法第 2 0 条の 5 の 2) (県税条例第 5 条)

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2 月以内

(2) 徴収猶予 (地方税法第 1 5 条)

1 年 (やむを得ない場合 2 年) 以内

(3) 減免 (地方税法) (県税条例)

① 個人の県民税 (地方税法第 4 5 条)

② 個人の事業税 (地方税法第 7 2 条の 6 2) (県税条例第 2 3 条の 2)

③ 不動産取得税 (地方税法第 7 3 条の 3 1) (県税条例第 3 1 条)

④ 自動車税 (地方税法第 1 6 7 条・第 1 7 7 条の 1 7) (県税条例第 6 6 条)

⑤ 固定資産税 (地方税法第 7 4 5 条) (県税条例第 7 8 条)

⑥ 軽油引取税 (地方税法第 1 4 4 条の 4 2)

3 市税の減免等の措置 (地方税法)

(1) 期限の延長 (地方税法第 2 0 条の 5 の 2)

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2) 徴収猶予 (地方税法第 1 5 条)

(3) 減免 (地方税法)

① 市民税 (地方税法第 3 2 3 条)

② 固定資産税 (地方税法第 3 6 7 条)

③ 軽自動車税 (地方税法第 4 6 1 条・第 4 6 3 条の 2 3)

④ 都市計画税 (地方税法第 7 0 2 条の 8)

⑤ 特別土地保有税 (地方税法第 6 0 5 条の 2)

第14節 農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じてこれらの資金のつなぎ資金の措置を講ずることにより積極的な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金の貸付けを行う。

（注）この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの）、家畜、家禽（かきん）、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金の被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

2 農林漁業施設資金の貸付（日本政策金融公庫法）

天災により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧に必要な資金である。

3 その他の災害資金（日本政策金融公庫資金）

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものもある。

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、次のような融資があり、対象災害については知事が定める。

(1) 農業者等の災害による農業施設復旧に充てるための資金

貸付限度額 個人 500万円 法人 1,500万円

(2) 漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を被り、これらを復旧するのに必要な資金

貸付限度額 個人 1,000万円 法人 2,000万円

（注）貸付限度額については、変更される場合もある。

第15節 中小企業に関する金融の確保

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既往借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

1 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関としては、日本政策金融公庫長崎及び佐世保支店、商工組合中央金庫長崎及び佐世保支店があり、それぞれ復旧融資が行われる。また、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が行われた場合には、指定地域の被災中小企業者で市長の証明があるものに対しては既往貸付残高にかかわらず、別枠として低利長期の融資制度が講じられる。

2 県・中小企業基盤整備機構による災害復旧貸付

県は、中小企業基盤整備機構と協調して、事業協同組合等が共同して経営基盤の強化を図るために工場・店舗等の集団化やアーケード等の設置を行う場合、無利子又は低利の融資（高度化資金貸付）を行っているが、既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合は、その償還期間について貸付条件を変更することができるとともに、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合は、90%以内の貸付を行うことができる。

3 県の制度融資（緊急資金繰り支援資金・災害復旧支援枠）

県内において事業を継続し、かつ県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者を対象に、3,000万円を限度額として融資が行われる。

4 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

県は、小規模企業等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図るため、新たな設備の導入に際して無利子資金の貸付を行う設備資金貸付事業、及び小規模企業者等に代わって設備を購入し貸与（割賦販売・リース）をする設備貸与事業を行っているが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対しては、既往貸付金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。（窓口：（財）長崎県産業振興財団）

5 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

信用保証協会は、中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証を行っているが、激甚災害について指定された地域内に事業所があって、市長の証明がある被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

第16節 被災者支援に関する計画

災害応急対策から災害復旧にわたって行われる被災者の援護に関する業務について、被災者に対し制度の案内を適切に実施し、公平な支援を効率的に実施するため、以下のとおり実施するものとする。

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

(1) 被災者台帳の作成に必要な情報の収集

災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 被災者台帳の内部利用

災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

(3) 被災者台帳に記載する事項

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所または居所
- ・ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ その他（内閣府令で定める事項）

2 罹災証明書

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援策*を適切かつ円滑に実施するにあたり必要とされる住家の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき証明するものである。

※罹災証明書に基づく各種被災者支援策

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援金、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税、社会保険料、公共料金 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅 等

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、被災者からの申請により、下記の被害認定基準に基づき被害の程度を証明するものとする。なお、住家以外のものが被災した場合やその他必要がある場合は被災届出証明書

で対応するものとする。

(罹災証明申請書、罹災証明書、被災届出証明書の様式は別紙のとおり)

<災害に係る住家の被害認定基準>

被害の程度	認定基準
全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

(2) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」の実施時期と前後して家屋被害調査を実施する。住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準(平成13年6月28日府政防第518号)」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に基づき判定を行う。

※応急危険度判定・被災度区分判定との相違点については、「大地震発生後の4つの建物被害調査」を参照

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。(罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報利用目的の範囲内)

ウ 罹災証明書の発行

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を発行する。罹災証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を整備する。

(被災者台帳を作成した場合は、被災者台帳で発行状況の管理を行う。)

エ 再調査

罹災証明発行後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

(3) 実施体制の整備

ア 組織体制

罹災証明に係る事務は、企画財務対策部配給証明班が所掌する。

(第1編第3章第2節「組織計画」参照)

※ただし、被災届出証明書の発行については、住家等に係るものは危機管理課又は各支所地域総務課が対応し、その他の被害に係るものについては各課室で対応する。

イ 職員の育成

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

(4) その他

火災に起因する証明は、本計画の対象としない。(諫早消防署で対応する。)

<大地震発生後の4つの建物被害調査>

	住家の被害認定	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災 証明書の交付	余震等による二次災 害の防止	余震等による二次災 害の防止、宅地造成 等規制法に基づく宅 地保全の勧告等必要 箇所の把握	被災建築物の適 切かつ速やかな 復旧
実施主体	市町村	市町村 (都道府県・全国被災 建築物応急危険度判 定協議会 ^{※1} が支援)	市町村(都道府県が 支援 ^{※2})	建物所有者
調査員	主に行政職員 (罹災証明書の 交付は行政職員 のみ)	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築 士等)	被災宅地危険度判定 士(宅地防災の経験 を有する行政職員 等)	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合 (経済的被害の 割合)の算出	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策 の必要性の有無	継続使用のため の復旧の可否
判定結果	全壊・大規模半 壊等	危険・要注意・調査済 済	危険宅地・要注意宅 地・調査済宅地	要復旧・復旧不 可能等
判定結果 の表示	罹災証明書に判 定結果(被害の 程度)を記載	建物に判定結果を示 したステッカーを貼 付	宅地に判定結果を示 したステッカーを貼 付	判定結果を依頼 主に通知

※1 地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※2 被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

罹災証明申請書

年 月 日

諫早市長 様

(申請者) 住所 _____

現在の連絡先(住所) _____

氏名 _____

電話番号 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

申請者との関係 _____

※太線内を記入してください。

	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
罹災世帯の 構 成 員						
罹災場所等(アパ ート等の名称、室 番号を記入してく ださい。)	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 管理組合					
	罹 災 原 因			※整理番号		

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状

年 月 日

諫早市長 様

上記代理人 _____ に罹災証明書の申請及び受領について委任します。

住所

委任者

氏名

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

諫早市長

被災届出証明申請書

年 月 日

諫 早 市 長 様

住所 _____

(申請者) 氏名 (代表者) _____

電話番号 _____

※太枠部分をご記入ください

被災物件所在地	住所	〒
被災物件	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 構築物 (塀、門扉等) <input type="checkbox"/> 家財 (車両、家財等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
申請者と被災物件の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災原因		
被災届出内容	※被災物件及び被災の状況を記入してください。 (被災の状況がわかる写真を添付してください。)	

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

諫早市長

【注意事項】

- ①この証明書は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、住家の罹災程度 (全壊、半壊など) を証明するものではありません。
- ②この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。